



多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市公契約審議会
会長

多摩市公契約審議会からの答申（令和 7 年度労務報酬下限額等）について
（その 2）

多摩市公契約条例第 7 条第 2 項の規定により、令和 6 年 5 月 3 0 日付 6 多総総第 2 8 9 号で諮問のありました事項について、多摩市公契約審議会委員全員の一致の意見として、下記のとおり答申する。

記

答申内容

その他多摩市公契約条例に係る重要事項について

- (1) 令和 7 年度の公契約条例の適用とする新規対象事業の基本的な考え方
多摩市公契約条例第 5 条第 2 号及び第 3 号に該当する事業については、業務の実態を確認の上、適用の是非について判断した上で対象とすること。
- (2) 令和 7 年度以降の課題等について
別添「令和 6 年度における課題の検討状況と令和 7 年度以降の検討の方向性」のとおりとする。